

平成 30 年 9 月 28 日

各 位

会 社 名 E R I ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 増 田 明 世
(コード番号：6083 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役広報IRグループ長 竹之内 哲次
(TEL. 03 - 5770 - 1520)

従業員持株会信託型 ESOP の導入に伴う 第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、従業員持株会信託型 ESOP の導入に伴う第三者割当による自己株式処分を行うこと（以下「本自己株式処分」といいます。）について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 処 分 期 日	平成 30 年 10 月 15 日 (予定)
(2) 処分株式数	当社普通株式 200,000 株
(3) 処分価格	1 株につき 1,181 円
(4) 処分総額	236,200,000 円
(5) 処分方法	第三者割当による処分
(6) 処分予定先	三井住友信託銀行株式会社 (信託口) (再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口))
(7) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、本日開催の取締役会において、当社ならびに当社グループ社員（以下「当社グループ社員」といいます。）に対して、福利厚生の一環とともに、従業員持株会の活性化を進めることを狙いとして、「従業員持株会信託型 ESOP」（以下「本制度」といいます。）の導入を決議いたしました。

本制度の概要につきましては、本日付『従業員持株会信託型 ESOP』の導入に関するお知らせをご参照ください。

本自己株式処分は、本制度導入のため設定される三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））に対して行うものであります。

なお、本制度において処分先となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）いたします。

処分数量につきましては、ESOP 信託の株式交付規程に基づき信託期間中に従業員に交付すると見込まれる株式数の範囲内である 200,000 株としております。その希薄化の規模は平成 30

年5月31日現在の発行済株式総数7,832,400株に対し2.55%（小数点第3位を四捨五入、平成30年5月31日現在の総議決権個数76,309個に対する割合2.62%）となります。

本信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社（信託口） （再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））
受益者	持株会の会員のうち受益者要件を充足するもの
信託管理人	当社から独立した第三者を選定する予定
議決権行使	受託者は、信託管理人の指図に基づき当社株式の議決権を行使します。
信託契約日	平成30年10月9日（予定）
信託の期間	平成30年10月9日～平成34年5月31日（予定）
信託財産	当社株式及び金銭

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、平成30年9月27日（取締役会決議日の直前営業日）の東京証券取引所における終値である1,181円といたしました。

当該価額については、取締役会決議日の直前営業日の直近1ヵ月間（平成30年8月28日～平成30年9月27日）の終値平均1,083円（円未満切捨て）からの乖離率9.05%、直近3ヵ月間（平成30年6月28日～平成30年9月27日）の終値平均1,095円（円未満切捨て）からの乖離率7.85%、あるいは直近6ヵ月間（平成30年3月28日～平成30年9月27日）の終値平均1,102円（円未満切捨て）からの乖離率7.17%となっていることから、当社株式の最近の平均株価からの乖離率を踏まえても合理的な価額となっております（乖離率はいずれも小数点第3位以下を四捨五入）。

上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、処分予定先に特に有利なものとはいえ、合理的と考えております。

また、上記処分価額につきましては、監査役4名全員（うち2名は社外監査役）が、処分予定先に特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以上